

## 2019年1月改定の基本方針

2019年1月の改定にあたり、意見公募で提出された意見も尊重して、県が設定した基本方針は次のとおりです。

- (1) 法令や仕様書の変更によって時代に合わなくなっている考査項目を整理して、義務化されたものを評価対象から外すとともに、任意の取り組みを新たな評価対象とする。
  - ・例えば、施工計画書を事前に提出することは当然ですから、評価対象から外しました。
  - 一方、受注者が任意に実践した取り組みを新たな評価対象に加えました。
- (2) 評定者の文言解釈によって評価が左右されることがないように、考査項目の文言を明確なものに換える。
  - ・例えば、「積極的である、顕著である、美観がよい」などの形容詞を排し、評定者が客観的なデータや事実の有無で判断できるように、表現を工夫しました。
- (3) 今後のメンテナンスコストを抑制するために、建設段階から長寿命化を推進する。特に鉄筋コンクリートの老朽化対策の取り組みを高く評価する。
  - ・コンクリート標準示方書に準拠した内容としました。さらに、受注者が任意に実践した、耐久性の向上に資する「現場の一手間、一工夫」を評価します。
- (4) 建設工事に従事する労働者の高齢化に合わせて、現場の安全対策を推進するために、これまで受注者が自主的に行ってきた取り組みを評価対象に加える。
  - ・例えば、労働安全衛生マネジメントシステムの導入、職長が中心となったKY活動などを評価対象に加えました。
  - また、受注者が自主的に行った熱中症防止対策を、創意工夫の評価対象に加えました。
- (5) 働き方改革に合わせて、工程管理の評価対象を、これまでのスピード重視から、適正な進捗に見直す。
  - ・例えば、工程が遅れたとしても、その原因が受注者にはない場合は減点しません。逆に、災害復旧工事など、タイトな工程管理が要求される工事は積極的に加点します。
  - 適正な進捗とは、標準的な工期内に完成させることです。
- (6) 下請の適正化、社会保険加入、建退共の推進を考査項目に加える。
  - ・これまでは「法令違反の受注者に対して減点を行う」という消極方式でしたが、今後は「履行している受注者に対して加点する」という積極方式も併用します。
- (7) 本県特有の施工環境に配慮する。
  - ・例えば、工事の難易度に応じて加点される「工事特性」においては、「離島」を加点対象に加えました。